

○東京藝術大学音楽学部音楽総合研究センター内規

〔平成21年2月5日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成29年4月13日 令和4年9月29日
令和5年3月23日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部等の教員・学生の専門教育・研究を支援するため、音楽学部に音楽総合研究センター（以下、「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 この内規は、センターの組織、業務及び運営の方法その他必要な事項について定める。

第1章 センターの組織及び業務

(職員)

第3条 センターに助教、助手、教育研究助手及びその他必要な職員等を置くことができる。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、第9条第1項に定めるセンター運営委員会（以下「委員会」という。）委員長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

(部門)

第5条 センターに次の各号の部門を置く。

- (1) 閲覧・視聴室
- (2) 音響研究室
- (3) 社会発信室

2 各部門に室長を置くことができる。室長は、音楽学部教授会構成員の中から委員会が選考する。

(業務)

第6条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 音楽に関する専門的な文献・視聴覚資料等の収集、整理、保管、研究。
- (2) 録音技術、楽器や音声の音色・ピッチ、室内音響、電子音響などの研究。
- (3) 学内における演奏会等の録音・録画、データ化、発信に関する研究。
- (4) 上記各号等の業務の成果に基づく、音楽学部等の教員・学生の専門教育・研究活動の支援。
- (5) グローバルな活動を視野に入れた専門的キャリア形成支援。
- (6) 上記各号に係るシンクタンク機能（音楽分野の情報の収集・分析・発信）の構築と社会発信。

第2章 運営委員会

(委員会の設置)

第7条 センターの適切な運営を図るため、東京藝術大学音楽学部教授会規則第7条第1項に基づき、音楽学部教授会に委員会を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

- (1) 音楽学部専任教員のうち、作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、音楽文芸、音楽環境創造の各学科・専攻から選出された者 各1名
- (2) 第5条第2項に定める室長
- (3) その他、委員会が必要と認めた者

2 前項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に定める委員の互選により教授会構成員の中から選出する。委員長の任期は当該委員の任期とし、再任は1回のみとする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は次の各号に定める事項を審議する。

- (1) センターの業務計画に関する事項
- (2) センターの運営に関する重要事項
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項

(会議)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項の報告)

第13条 委員会で審議した事項は、教授会に報告する。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

第3章 その他

(雑則)

第15条 この内規に定めるものの他、センター及び委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。